

営業協力契約書

株式会社 JOB NAVI（以下「甲」という）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という）とは、以下のとおり営業協力契約（「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲または乙は、甲が直接紹介する特定企業（以下特定企業という）または乙の紹介先企業（以下紹介先企業という）の人材採用支援を行うために、甲乙双方の提供するサービスが円滑に行われることを目的に営業協力を行うものとする。

第2条（対象業務）

1. 甲または乙は、特定企業または紹介先企業に人材採用支援を円滑に行うために、甲または乙に対し特定企業または紹介先企業の採用情報提供ならびにコンサルティング契約内容の開示を行うものとする。
2. 甲または乙により推薦された求職者が、特定企業または紹介先企業の要件を満たし、且つ求職者が特定企業または紹介先企業の求人案件に応募意思を示した場合、甲乙共に協力して人材斡旋サービスを提供する。

第3条（営業協力手数料）

1. 甲または乙は、第2条で定める求職者が特定企業または紹介先企業に採用された場合、特定企業または紹介先企業との契約に基づき支払われる紹介料を営業協力手数料とする。
2. 第2条2項の定めにより、乙の求職者が、甲の特定企業に入社した場合、紹介料の50%を特定企業からの入金確認後に営業手数料として甲が乙に支払うものとする。
3. 第2条2項の定めにより、甲の求職者が、乙の紹介先企業に入社した場合、紹介料の50%を紹介先企業からの入金確認後に営業手数料として乙が甲に支払うものとする。
4. 甲または乙の求職者が、外国人求職者または非常勤求職者であったとしても料率の変更がないことを確認するものとする。

第4条（営業協力手数料の支払い）

1. 甲または乙は、第1条に定める紹介業務を行い特定企業または紹介先企業へ採用が決まった場合、1週間以内に甲または乙に対し通知するものとする。
2. 甲または乙は、特定企業または紹介先企業から紹介料が入金された後、甲または乙に対し即日入金の実事を通知しその内容を確認した後、請求書を発行するものとする。
3. 甲または乙は、甲または乙から受け取った営業協力手数料の請求書受領後、当月末締め翌月末支払いとし指定された口座に支払うものとする。

第5条（営業協力手数料の返還）

甲または乙は、特定企業または紹介先企業と定める契約に基づき営業協力手数料の一部を返還する場合、返還日より2週間以内に返還金額の50%を甲または乙に返還するものとする。

第6条（制約事項）

甲または乙は、甲または乙の求職者とコンタクトを取る場合、甲または乙の了解を必要とする。また、人材採用業務を遂行する上で必要と思われる場合は、甲乙双方合意の上で求職者の進捗状況を共有するものとする。

第7条（守秘義務及び機密保持）

甲または乙は、本契約の有効期間中はもとより契約終了後に至るまで、営業協力上で知り得た企業又は求職者に関する機密情報、個人情報その他、営業上の一切の情報を、既に公表されているか或いは公知となっているものを除き、第三者に対して開示、漏洩してはならない。本契約が終了した後も5年間同様とする。

第8条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は契約締結から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より異議の申し立てのない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

第9条（契約の変更）

甲または乙は、本契約期間中といえども、甲乙同意の上、本契約の内容を変更することができる。

第10条（契約の解除）

甲または乙は、本契約期間中といえども、1ヶ月前の文書により予告をなすことにより、本契約を解除することができるものとする。

第11条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する疑義は、甲乙誠実に協議し解決を図る。

第12条（管轄裁判所）

第11条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、甲乙協議の上決定する。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025 年 ● 月 ● 日

（甲）

福岡市中央区高砂 1-1-25-404

株式会社 JOB NAVI

代表取締役 林 忠司

有料職業紹介事業許可番号 40-ユ-301617

（乙）